



すぎなみ

教育報

臨時号
 平成16年8月4日
 発行 杉並区教育委員会
 杉並区阿佐谷南1-15-1
 ☎ 3312-2111 FAX 5307-0692
 教育委員会ホームページ
<http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp/>
 区公式ホームページ
<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

杉並区立小中学校適正配置基本方針を定めました。

～素案に対するご意見ありがとうございました～

先に区は、小中学校適正配置基本方針素案を公表し、6月21日から7月12日まで、区民の皆さんにご意見を伺いました。その結果、個人78件、団体6件のご意見をいただきました。いただいたご意見の例は下表のとおりです。

意見の概要	区の考え方
学校が活性化していくことは良いが、小規模校のよさもある。	小規模校の良さを生かす工夫もしながら、適正規模を確保し、子どもたちが相互に刺激し合う生き生きとした学校づくりに取り組みます。
統廃合による遠距離通学により、安全上の問題に不安がある。	スクールゾーンや通学路の見直しにあたっては、交通安全の関係機関と協議し安全の確保を図っていきます。
児童数が減少しているが評判の良い小学校であり、残してほしい。	具体的な適正配置計画の策定は、学校の位置や改築時期、周辺状況を判断し、保護者の方などへ十分に情報提供を行い、ご意見をお聞きしながら進めます。
少人数学級編制を進めるべきである。大規模校解消のためには学校希望制を中止すべきである。	学級編制基準は、現行都基準の40人としませんが、一人ひとりの個性と能力を大切に、少人数指導に積極的に取り組みます。子どもたちや保護者が学校を選べることは大切で、学校希望制は必要と考えます。
区の現状を考えると受け入れざるを得ない内容である。しかし母校には愛着を持っている。跡地は小中学生のための施設として活用してほしい。	地域の方の意向を尊重し、時代のニーズにあった対応を考えます。
計画が拙速であり、撤回すべきである。	区全体で教育水準、教育効果を上げるため、適正配置は必要と考えています。

ご意見を参考に、素案を一部修正し下記のとおり基本方針を定めました（下線部分が修正箇所です）。なお、基本方針全文といただいたご意見の概要及び区の考え方は、教育委員会事務局庶務課、学務課、施設課、区政資料室、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でも閲覧できるほか、区公式ホームページでもご覧になれます。お問い合わせは、教育委員会事務局学校適正配置担当、学務課、施設課まで。

杉並区立小中学校適正配置基本方針

1 基本的考え方

杉並区の児童・生徒数は、ピークだった昭和50年代の半分以上に減少し、全ての学年が1学級ずつである小学校が現れています。

また、施設面では平成19年度から34年度までの16年間で建築後50年を経過する学校が、全体の82%となる55校になります。

こうした中で、平成15年12月「杉並区立学校適正規模検討委員会」から、学校の適正規模と今後の教育環境整備について答申を受けました。

それぞれの地域に根ざし、地域が育んできた学校ですが、児童・生徒数の大幅な減少の中で、これまでと同じ数の学校を維持していくと、集団教育、教員の配置など児童・生徒の教育にもさまざまな問題が生じ、また杉並区の将来に大きな財政負担を残すこととなります。現状を直視し将来に禍根を残さないよう、答申を尊重し、区民合意の中で学校の適正配置を進め、地域とともに歩んできた学校を区民共有の財産として、今後の教育及び地域のために活用する方策を考える時期が来ています。

区は次の考えで学校の配置の見直しを行い、今後の教育を担う学校を、地域に適正に配置します。また、学校の再配置により生み出された土地建物は、保護者・地域の意向をふまえ、地域の活性化のために生かし、学校を核とした地域づくりを進めます。

(1) 学校の適正規模を確保し、杉並区の目指す教育を実現する学校とします。

- ・「育てたい人間像」(2参照)の実現を目指します。そのため少人数指導などが可能な学校とします。
- ・小規模校のもつ人間的ふれあいや個別指導などの良さも考慮しつつ、子どもたちの人間関係が発展し、学校の活性化につながる適正規模の確保を目指します。
- ・学級編制基準は現行の都基準で定められている40人としませんが、子どもたち一人一人の個性と能力を大切に、少人数指導に積極的に取り組みます。

(2) 地域づくりの核となる学校を目指します。そのため、通学時間、生活圏域を考えた通学区域とし、地域と共有できる多目的スペースを設置した地域の新たな公共空間となる学校とします。

- ・地域と小学校、また小学校と中学校のつながりを重視し、現在最大で1つの中学校へ5つの小学校から進学することとなっている通学区域を、1つの中学校の通学区域が2～3の小学校の通学区域を包含することを目標に見直します。
- ・児童・生徒数、地域との関係、通学の安全性、通学時間を考えながら、通学区域は、原則として、最大でも小学校で半径1km、中学校で1.5kmの範囲で設定することとします。
- ・学校開放、学校への地域の参画を進め、学校を核として新たな地域づくりを進めます。

(3) 学校の適正配置により、老朽校舎の改築を計画的に進め、生まれた財源・資産を、地域のため最大限に活用します。

- ・学校を改築する経費は、区民から預かっている貴重な財源です。現在のままで改築を計画すると、平成19年から34年で920億円かかります。学校を維持するためには、小学校で1校あたり年9,400万円、中学校で年8,300万円かかり、この他に、学校全体で施設改修経費に年12～15億円程度かかります。適正配置により、学校数が適正化されることで生まれた財源や資産を、地域のために役立てることが出来ます。
- ・廃止した学校施設の活用は、当該学校の通学区域を含む地域での活用を第一に考え、地域の方の意向を尊重して進めます。

2 杉並区の教育 - 育てたい人間像 -

区は、未来を拓き、将来の社会を担う人間像を、次のように描いています。

- ・正義感や倫理観、規範意識や豊かな感性をもつ人間
- ・思いやりの心もち、すすんで他人や社会のために尽くす人間
- ・失敗しても新たな気持ちで挑戦する人間
- ・走る・跳ぶ・投げるなどの基本的な体力があり、自らすすんで健康づくりができる人間
- ・向上心をもって、学びつづけようとする人間
- ・臆することなく自分の考えをしっかりと述べる事ができる人間

これらは、今の子どもたちから遠い人間像でしょうか。子どもたちは、誰もがこのような人間になりたいと思っているのです。

私たちは、丈夫な身体と健全な心、そして生きて働く知恵をもち、何事にもへこたれず、すすんで他人や社会の役に立とうとする人間(すこやかさ、しなやかさ、強さをあわせもった人間)を育てることによって、いかなる状況におかれても、物事を冷静に判断し、広い視野からすすむべき道を見つけ、自らの力で生き抜いていくことができる人々による、活発な地域社会が創られると考えます。

杉並区では、9年間にわたる義務教育で、このような子どもたちを育てるため、次の3つの育てたい児童・生徒像を目標とし、「意欲と自信に支えられた信頼できる人」を育てます。

- ・ よろこびやいたみがわかる人間
- ・ むずかしいと思うことでも向かっていく人間
- ・ なぜだろう、どうしてなんだろうと考える人間

3 杉並区の目指す学校

意欲と自信に支えられた信頼できる人を育てるための学校を目指します。

- (1) 「育てたい人間像」を目標に、学力・体力の向上を目指します。
- 学力を、「学ぼうとする力」「学ぶ力」「学んだ力」の総体として考え、子どもたちに8つの力を身につけさせ、また、幼小連携教育・小中一貫教育を進めます。
- | | |
|------------------|-----------------------|
| 倫理観・正義感 | コミュニケーション能力 |
| 意欲・向上心 | 体力 |
| 自己肯定感 | 読み・書き・算を含めた基礎力・基礎的な学力 |
| 課題発見、解決能力・観察する能力 | 論理性、創造性 |

- (2) 規範意識を身につけさせ、社会に貢献する人を育てます。
- ・ 心の居場所として仲間との交流を通じた人間形成を行います。
 - ・ 集団生活の中で様々な役割を果たせるようにします。
 - ・ 学級の編制替えによる、様々な友人や教員との出会いなどを通じ、規範意識や社会に出てから必要となる人間関係の基礎を身につけさせます。
 - ・ 運動会等の行事により、交流や競い合い高めあう精神を体得させ、子どもの活力を高めます。

- (3) 活力の生まれる学校規模とします。
- 小規模校には、学校全体が1つの家庭となる、行き届いた個別指導が行えるといったメリットがあります。しかし、学校が適正な規模をもつことで、子どもたちが相互に刺激し合い、切磋琢磨し、生き生きとし、学校が活性化します。こうした中で、規範意識や良好な人間関係を築くための力が身につきます。また、教育を支える教員も確保されます。小規模の良さを活かす工夫もしながら学校の適正規模を確保していきます。
- 学級の人数は40人の学級編制基準を維持しつつ、少人数により教育効果を高められるよう、少人数編制による授業、習熟度別の授業を行います。

本区では、魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくりを目指して「学校希望制度」を実施していますが、適正規模としていく中では「学校希望制度」による増減も考慮して取り組みを進めます。

また、隣接校の位置関係はもとより幹線道路や鉄道等の地理的条件、町会などの地域コミュニティの状況、小学校と中学校の通学区域の整合性に配慮して、適正な通学区域を設定します。

適正規模

	全校学級数	全校児童・生徒数	1学年あたりの学級数
小学校	12～18学級	367～550人	2～3学級
中学校	9～12学級	301～402人	3～4学級

(注) 16年5月現在1クラス平均児童・生徒数=小学校約31人、中学校約33人

- (4) 「学校力」を高め、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを進め、学校を核とした地域の構築を目指します。
- 校長の経営能力や教師の指導力など学校が自ら持つ力、学校評議員・学校サポーターなど地域が持つ力、学校の権限強化など教育委員会の支援の力を併せて「学校力」とし、その力を高めていきます。これにより、学校の権限を強化し、校長のリーダーシップのもと、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを進め、地域の学校への参画を進めます。
- また、生涯学習やコミュニティ活動等を支援する場の創出に努めるとともに、学校開放の運営や管理等も考慮した施設にし、学校開放を一層推進します。
- 災害時には、避難場所としての役割を担うことを踏まえ、防災機能をさらに充実させます。
- こうした取り組みを通じ、学校を核とした地域づくりを進めます。

- (5) これからの時代に^{かな}適う学校施設とします。
- 高機能で多機能な学習環境を整備します。
- 児童・生徒の主体的な活動を支援するため、児童・生徒の持つ豊かな創造性を発揮できる学習環境の整備に努めるとともに、各学校の地域性等を考慮した個性や特色のある学校づくりに努めます。また、一斉指導による学習のほか、ティームティーチング(TT)による学習や個別学習、少人数指導による学習、グループ学習など、多様な学習・学習形態を考慮するとともに、幼稚園や小学校、小学校と中学校の連携を一層重視した教育の推進や教育課程の弾力化等を視野に入れた施設にします。

ISO14001を充実し、エコスクール化を進めます。

区教育施設における環境マネジメント国際規格(ISO14001)を継続的かつ積極的に運用し、環境への負担軽減を図ります。また、屋上や校庭の緑化、ビオトープの設置など、学校生活の中で、子どもたちが自然に親しみ、環境について気付いたり、考えたりすることができる、学校そのものが環境の教材となるエコスクールを推進します。

健康で、かつ安全で豊かな施設環境を確保します。

交流や憩いの場としての施設づくりに努めるとともに、児童・生徒の健康と快適性に配慮した施設計画とします。また、安全性の高い学校を目指し、不審者の侵入防止や犯罪防止について十分な対策を講じながら、ユニバーサルデザインに努めるとともに、資源の再利用や自然環境等に配慮した施設にします。

4 適正配置について

学校の適正配置は、児童・生徒数の将来動向を見通し、適正規模に満たないと予測される学校(小学校12学級未満、中学校9学級未満の学校)と、適正規模を超える学校(小学校19学級以上、中学校13学級以上)を中心に進めます。

適正配置は、通学区域の変更と学校の統合により進めます。具体的には、次の考えを基本として取り組みます。

- (1) 小規模校を中心とする適正配置は、原則として、複数の学校を統合し新たな学校を設置する考え方で進めます。
- ・ 改築の時期や対象校の位置関係、統合後の児童・生徒の交流、他区の例等を総合的に勘案し、新たな学校、廃止する学校を決めていきます。ただし、適正規模に満たない学校を直ちに廃止するものではありません。
 - ・ 統合校の校地は、原則として、既存の校地・校舎を活用していくこととし、校舎がすでに、改修・改築をされている場合を除き、校舎の大規模改修・改築時に合わせ、施設内容を整えながら進めていきます。
 - ・ 統合校の位置は、統合後の通学区域における合理的位置や、校地・校舎等の条件を考慮して決定します。
 - ・ 統合後の混乱や不安を防ぐため、事前に児童・生徒、教員及び保護者間の交流を深めるとともに、あらかじめ教育課程の編成や、教育方法、学校運営等の整合を図るよう努めます。
- (2) 大規模校を中心とする適正配置は、通学区域の見直しにより、行います。
- ・ 通学区域の変更は、対象となる学校の施設規模を考慮して進めます。

5 今後の進め方

- (1) 計画策定の期間
- 杉並区立小中学校適正配置計画は、30年度までの15年間とし、5年ごとの年次計画として策定します(素案策定、計画策定期間を含む)。
- (2) 区民の合意形成について
- 計画の策定にあたっては、地域の方や保護者の方の合意形成を前提とし、次のような手続きを取っていきます。
- 区民への積極的情報提供と意見集約の実施**
- 計画策定過程において、広報などを通じ積極的な情報提供を行い、意見の集約を行います。
- 対象地域への説明会の実施**
- 適正配置計画の対象校の保護者や地域の方々に対し、の手続きを行う期間、説明会を開催し、より丁寧な情報提供を行うとともに、区との直接的意見交換の中で、区民の意見集約に努めます。
- 有識者などによる第三者委員会の設置**
- 区民合意の形成にあたっては、有識者などによる第三者委員会を設置して進めます。